

生命保険料控除額の算出方法

	区分	支払金額 (A)	控除額
<p>あなたや生計を一にする配偶者，その他の親族を受取人とする生命保険・個人年金契約に基づいて，あなたが保険料を支払った場合</p> <p>※新契約と旧契約の両方の支払保険料等について控除の適用を受ける場合，それぞれの計算方法にて算出した控除額の合計額（上限：28,000円）となります。ただし，旧契約の控除額が28,000円を超える場合は，旧契約に係る適用額のみで計算します。 なお，限度額は70,000円です。</p>	【新契約】 契約日が平成24年1月1日以後のもの		
	一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料	12,000円以下	(A) の全額
		12,001円～32,000円	(A) × 1/2 + 6,000円
		32,001円～56,000円	(A) × 1/4 + 14,000円
		56,001円以上	28,000円
	【旧契約】 契約日が平成23年12月31日以前のもの		
	一般生命保険料 個人年金保険料	15,000円以下	(A) の全額
		15,001円～40,000円	(A) × 1/2 + 7,500円
		40,001円～70,000円	(A) × 1/4 + 17,500円
		70,001円以上	35,000円